

平成21年9月18日（金）

日程第21 請願第11号 ごみ袋の大幅値上げの見直しを求める請願について

○議長（中西峰雄君）日程第21 請願第11号 ごみ袋の大幅値上げの見直しを求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 17番 山田君。

〔17番（山田哲弥君）登壇〕

○17番（山田哲弥君）それでは、委員長報告を行います。

去る平成21年9月10日の本会議において、本委員会に付託された請願第11号 ごみ袋の大幅値上げの見直しを求める請願について を審査するため、9月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

請願第11号の趣旨は、本年3月の市議会で、可燃ごみ袋料金、大1枚15円から50円、小1枚10円から30円に大幅な値上げが決定されたことについて、多くの御幸辻区民が納得できないとして、大幅値上げの見直しを求めるものである。

委員から当局に対し、可燃ごみ袋料金の大幅値上げの理由について ただしがあり、今回のごみ袋料金の値上げの一番の目的は、ごみの減量である。国からもごみの減量化を推進するためには、ごみ処理の有料化であるとの指針が示されている。また、橋本市衛生自治会を中心として、生ごみ堆肥化等で可燃ごみの減量化に市民の方々が取り組んでいる。そんな中で、可燃ごみの減量化に努力されている方と、もう一方ではごみをたくさん出されている方等を比較すると、そのごみ処理に

係る費用において、税負担の不公平感が出ている。ごみの減量化と税負担の不公平感の解消という二つの目的でごみ袋料金を改定したとの答弁がありました。

御幸辻地区に対して、再度ごみ袋料金の説明会をすることについて ただしがあり、御幸辻地区では、複数回説明を行っているが、なお、説明を求めるとのことであれば、説明させていただきたい との答弁がありました。

ごみ袋の大幅値上げに対する、ごみ袋の無料配布について、何年間続けるという期限は定めていないが、来年度以降も無料配布を続けるとしているが間違いないか とのただしがあり、3月定例議会及び6月定例議会において、今年度は一定量の無料配布をとしているが、来年度以降については、ごみの減量の推移を見ながら適切な奨励方法を研究し、継続したいとお答えしている との答弁がありました。

紹介議員に対し、ごみ袋料金の見直しについて、請願者の願いはどうか とのただしがあり、ごみ袋料金については、値上げ前の価格に戻してほしいとのことである との答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、今回の請願項目の中で「ごみ袋の大幅値上げの見直しを行うこと及びごみ袋の有料化で、家庭によってごみ排出量が異なることから、公平な負担にすること」については、ごみ袋料金が改正された中で、その成果を見ながら、実績をもとに請願を考えなければならない。今回の請願については、時期尚早と考えている。「ごみ袋代を原価から有料化したことなど、当局は市民が納得する説明を行うこと」に関しては、市民に対する説明というのは大事な部分

であるので、周知徹底していただくということでお願いし、本請願に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、多くの市民と対話する機会があり、ごみ袋料金の大幅値上げに対する怒りの声をたくさん耳にしたところである。もちろん、大幅値上げの理由等も、ほとんどの市民の方は知らないという状況にあることも事実である。突然、議会に値上げ議案を提案されたという形になったが、これはぜひとも市民に意見を聞く場、例えば、検討委員会等を立ち上げ、多くの市民の参加の中で議論をいただくという手法も大事ではないか。また、それぞれの家庭で、ごみの出す量によって、50円という値上げされた額について不公平感がある。市民に負担を求める場合、不公平感を持たれないような方法を考えて実行すべきであることから賛成するとの討論がありました。

以上であります。

○議長（中西峰雄君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）委員長にお尋ねをしたいと思います。

ただ今ご報告いただきました委員長報告ですが、この中で、御幸辻地区に対して再度ごみ袋料金の説明会をすることということで、当局のほうから、なお説明させていただきたいという旨の答弁があったというふうにご報告をいただいたんですけども、今回の、この請願項目の3番、ごみ袋代を原価から有料化したことなど、当局は市民が納得する説明を行うこと。この項目に対して、当局のほうから市民に対して再度説明を行っていくんだとか、そのような答弁があったのか、またそのような議論があったのかというのをお尋ねし

たいということと、今の委員長報告の中、討論のところ、反対の立場での討論の中でも、市民に対する説明というのは大事な部分であるので、周知徹底していただくことをお願いし、というような部分も入っておるので、これは反対をされた委員の方についても、市民に対しての説明というのは必要であるというふうにお考えになっていたのかなというふうに感じるんですけども、例えばこの請願、これ、すべて不採択ということになしに、1番、2番については不採択、3番については採択と分割したようなことも、委員会の中でそういうことが話し合われたのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）御幸辻地区のお方に、再度、今まで説明を再三させていただいたけれども、まだ納得というのか、そういったことでなかなかしてもらえてないので、行政として説明責任を十分果たすためには、また、ご理解をいただくためには、やはり説明をさせてもらいに参りたいと、こういうことでございます。

○議長（中西峰雄君）17番 山田議員に申し上げます。13番議員の質問に答弁もれがございますので、その点、答弁願います。

17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）失礼しました。

それは、委員会の暫時休憩をとりまして、委員すべての方と、それについてはございました。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）もう一度、そしたら確認なんですけども、すべての地区に対して、再度説明、市民が納得できるまで説明をしていきたいと、そういう答弁が当局からあったということで間違いありません。

それと、あともう一点、先ほどの分割は、

そういう議論があったということなんですけれども、議論された結果、分割というのは採用せずに、一括での採択か不採択かという採決をとるということになったということで理解してよろしいでしょうか。ちょっと確認をお願いします。

○議長（中西峰雄君）17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）分割せずに一括して採決をとるということに決しております。

（「前段は」と呼ぶ者あり）

○17番（山田哲弥君）前段は、私も先ほど申し上げたとおり、要請があれば直ちに赴くと。こういった当局側の答弁であったと思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにございませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ごみの減量化と税負担の不公平感の解消と、減量化はわかるんだけど、税負担の不公平感の解消というのは、普通、上げなくてもごみをたくさん出す人は現行どおりの袋を多く使うと。その分、負担していると。少ない人は少ないので、負担が少ないと。だからこれは金額が増えるので、税負担の割合というのは変わらないと思うんです。それで、財政上の理由から、ごみ処理の負担費、市民の方に負担費をお願いするという趣旨ではなかったのでしょうか。そういう議論は出ませんでしたか。

○議長（中西峰雄君）17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）その質問に対しましては、既に3月の議会で総務委員会を開きまして、いろいろの慎重審査、討議した結果が最終的にはそういったことで議会から可決という形をとっておりますので、そういう話はありませんでした。

○議長（中西峰雄君）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）ごみ袋の大幅値上げの見直しを求める請願に、賛成の立場で討論を行います。

本請願は、本年3月議会に行った可燃ごみ袋代、大で1枚15円から50円に3.33倍に、小1枚10円から30円に3倍に大幅値上げしたごみ袋代の見直しを求めた請願です。

賛成理由の一つは、市当局は突然3月議会に本値上げ案を提案しました。市議会と市民に何の説明もなくごみ処理を有料化するという、全市民を対象に新たな負担を求める案件を、市当局が一方向的に進めたことです。請願審査の中で、行政は大幅値上げの目的の1番にごみの減量を上げました。ごみ袋代を大幅に引き上げることで、ごみの減量を実現したいとするものです。私はこのような、いわば強制的ごみ減量策は得策ではないと考えます。可燃ごみを減量するには、徹底した分別と、市長が先頭に進めている生ごみの堆肥化などを推進することで、可燃ごみは減量できると思います。いずれも市民の協力なしに実現できないことは論を待ちません。現実にごみの堆肥化による収集回数、週2回から週1回を実現している区、自治会は、全市内の半分の区に達しています。

また、8月から広域ごみ処理に移行することに伴い、ごみはさらなる分別が求められ、プラスチック系ごみを分別することで、可燃ごみは激減していると私自身も実感をしています。さらに紙類を分別できれば、さらに可燃ごみを減量できると思います。

申し上げたいことは、ごみの分別、生ごみの堆肥化、これらの仕事は全市民の協力なしに達成できないことは明らかであります。多

くの市民がごみの減量に協力している、またしようとしているこの時期に、ごみ袋の大幅値上げを行ったことは、市民の感情を逆なでするものであり、結果的にごみの分別、堆肥化にブレーキをかけることにならないか危惧いたします。大幅値上げしたごみ袋代は見直すべきです。

賛成理由の二つは、ごみ処理の有料化によるごみ袋の大幅値上げによって、新たな問題が派生したと考えます。市民負担は公平が原則です。しかし、家庭によってごみの排出量が異なることから、ごみ排出量が少ない家庭に重い負担となっていることです。市当局は、一定量のごみ袋の無料配布を続けるとしていますが、これでは市民の不公平感は払拭できないと考えます。

賛成理由の三つは、請願を審査した総務委員会でも異口同音に出されました、行政が説明責任を果たしていないとする意見です。これだけ多くの市民が、ごみ袋の大幅値上げは納得できないとの声が出ている以上、一旦ごみ袋代は元に戻して、市民に十分な説明を行い、多くの市民が納得できる料金を設定すべきです。

以上、賛成討論とします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第11号 ごみ袋の大幅値上げの見直しを求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立少数であります。

よって、請願第11号は不採択と決しました。この際、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時36分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第22 請願第12号 国道371号バイパス建設事業に関連し、サンロード三石台マンション出入口交差点への信号機設置に関する請願について

○議長（中西峰雄君）日程第22 請願第12号 国道371号バイパス建設事業に関連し、サンロード三石台マンション出入口交差点への信号機設置に関する請願について を議題いたします。

ただ今議題となりました本件に関し、経済建設委員会委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第23 請願第13号 橋本市立の保育園及びこども園全園に「AED（自動体外式除細動器）」の設置を求める請願について
と、日程第24 請願第14号 橋本市訪問看護ステーションの安定した経営を求める請願について の2件

○議長（中西峰雄君）日程第23 請願第13号
橋本市立の保育園及びこども園全園に「AED（自動体外式除細動器）」の設置を求める請願について と、日程第24 請願第14号
橋本市訪問看護ステーションの安定した経営を求める請願について の2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）委員長報告をいたします。去る9月10日の本会議において、本委員会に付託された請願第13号 橋本市立の保育園及びこども園全園に「AED（自動体外式除細動器）」の設置を求める請願について、請願第14号 橋本市訪問看護ステーションの安定した経営を求める請願について を審査するため、9月15日委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第13号の趣旨は、AEDについて、医療従事者以外の者の使用が認められた2004年7月当時は小児への使用は推奨されていなかったが、その後、国際蘇生ガイドラインなどで使用が推奨され、日本においても2006年4月に小児用パッドが認可された。小児であっても電気ショックが必要な場合があり、そのような緊急事態から次代を担う多くの子どもたちを守るため、橋本市立の保育園及びこども園全園にAEDの早急な設置を求め、また、実際にAEDを使用する可能性が高い保育の現場職員に対する操作講習会の実施を求めるものである。

委員から、当局に対し、市内の保育園・こども園に対するAEDの設置状況及び今後の設置計画について ただしがあり、現在、公立の保育園11園並びにこども園は未設置で、

私立保育園では3園のうち1園が設置されている。今後の計画について、現時点では、国の安心こども基金の地域におけるきめ細かな子育て支援活動の推進補助金を活用して、22年度、全園設置に向けて進めたい との答弁がありました。

AEDの設置について、補助金で対応できない場合はどう対処するのか とのただしがあり、子育て支援活動推進補助金は100%補助となっているが、本補助金で対応できない場合は、市費による対応が必要となるため、全園一括設置できなければ段階的な設置やリース対応なども含めて協議し、対処法を決定したい との答弁がありました。

保育の現場職員に対するAED操作講習会の実施について ただしがあり、消防職員が現場に出向いて講習会を実施し、保育の現場職員全員が操作できるよう体制を整えたい。また、講習会は職員だけでなく地元住民にも参加いただける形で考えたい との答弁がありました。

補助金を活用して22年度の設置に向けて進めるということであるが、本年度も本補助制度があるのであれば、緊急事態から子どもたちの命を守るための体制を一刻も早く整えるために、県に申し入れて本年度で実施できるように対応いただきたい との意見がありました。

請願第14号の趣旨は、訪問看護はさまざまな病気・病状の患者が安心して自宅で療養できるよう、主治医の指示に基づき自宅で医療措置や看護を提供するものであるが、現在、橋本市訪問看護ステーションでは、厳しい職責に応じた身分保障がないことなどにより看護師が不足し、安全かつ安心できる訪問看護を継続的に提供できない状況にある。そこで、24時間どのような状態の患者でも安心して自宅療養できるよう、24時間緊急連絡対応

が可能な看護師を確保し、市民が継続して訪問看護を利用できる体制の早急な整備を求めるものである。

委員から、当局に対し、訪問看護ステーションの安定経営に向けた取り組みについてただしがあり、安定した経営を行うには看護師の確保が必須条件であるため、南大阪、奈良県南部、和歌山市まで広域に及ぶ看護師の募集広報、さらに人材派遣会社へ派遣要請を行うなど、看護師確保に努めている。なかなか成果を得ることはできなかったが、最近になって1名の応募をいただいているとの答弁がありました。

看護師不足により安定経営に影響を及ぼさないためにも、現在の看護師数に応じた患者対応が必要ではないのかとのただしがあり、以前は128名の患者対応を行っていたが、看護師の退職等もあったため、対応可能な患者数にすべく、患者や患者家族との協議により他の訪問看護ステーションへ移動いただくなどの対策を講じ、現在は83名の対応となっているとの答弁がありました。

伊都郡内、橋本市内においてほかに民間事業者が存在する中で、公立である本市訪問看護ステーションが担うべき範囲についてただしがあり、24時間対応している民間事業者もあり、公立でなくても対応いただけるが、患者や患者家族が公立を希望されれば対応してきた経緯がある。今後は、市民病院の地域医療連携室等との連携をさらに密にして、民間事業者への紹介も含めて、看護師体制に応じて患者を受け入れたいとの答弁がありました。

本訪問看護ステーションの看護師の現在の身分保障についてただしがあり、現在、正規職員ではないが、地方公務員法が適用される嘱託職員として雇用しており、雇用期間は1年となっているが雇用期間満了後も継続で

対応している。有給休暇、時間外手当の支給、出勤途上の災害、公務災害、雇用保険等の労働条件は整っているが、退職金制度はないとの答弁がありました。

安定経営に向けて体制づくりに努めるなど、当局の取り組みについて一定の評価はできるが、まだ十分な体制が確保できていない状況であり、今後、さらなる努力が必要と考えるがいかがかととのただしがあり、本訪問看護ステーションが今まで果たしてきた役割は非常に大きいものがあり、今後さらに地域と一体となるよう連携を図りながら、安定的な経営が継続できるよう一層努力したいとの答弁がありました。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）それでは、訪問看護ステーションの議案、請願第14号の件について、少しお伺いいたします。

安定経営というのは非常によくわかります。そして、私は、看護師のあたる人数に合うて受け入れ体制はつくったらいと思うんですけど、この部分で、退職金制度がないとかそういうふうな運営に対して不安があるという部分があるんですけども、私、一つの考えとしましては、やはり事業としては、これからやはり独立させて、会社組織にすればちゃんと退職金制度もつくれますし、雇用も全部できますし、いろんな中で解決はしていけると思うんですよ。ですから、その辺の民間に移す、移行、そういうものがやはりいろんな、ヘルパー事業でも何でもそうですけど、はじめ社会福祉協議会がやっていたけども、だんだん民間がすばらしいものができてきたら、やっぱりそっちへ移すと。民間ではこういう

ふうな訪問看護の場合でもヘルパーと組んで、身の回りの世話から本人の世話から一体でやるとか、そういうふうないろんな案を出してきてるんですけども、そういうふうな形の中で、やはり今までやってきたヘルパー事業に関しては、私はものすごい評価できるんですけども、いつかは離さなあかん部分があると思うんですけども、その辺のところは議論があったのか、いかがですかね。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）この点に関しては、私、一般質問でもさせてもらったんですけども、いろんなケースが考えられるということで、まず今の時点では、支度金制度ということをも今の制度の上に上乘せして、それで募集をかけてみて、その後、それでも効果がなかったら、また平林議員がおっしゃったような方策も考えてみようという当局のお考えでした。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第13号の討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第13号 橋本市立の保育園及びこども園全園に「AED（自動体外式除細動器）」の設置を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、請願第14号の討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第14号 橋本市訪問看護ステーションの安定した経営を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。